

## 「組合掲示物撤去」は不当労働行為！ 東京高裁の判決に対する見解！

本日（8月28日）東京高裁は、我々が1995年12月、大阪府労働委員会に申し立てた不当労働行為救済事件＝「組合掲示物不当撤去・平成18年（行コ）第155号事件」の行政訴訟控訴審において、我々の主張を基本的に認め「会社による組合掲示物の撤去は不当労働行為である」と会社の不当労働行為を断罪する判決を言い渡した。

これは本年5月30日、同高裁から出された「平成18年（行コ）第277号事件」（同組合掲示物不当撤去事件）に対する勝利判決に次ぐもので、画期的な勝利判決である。

我々は、1995年12月大阪府労働委員会に14点（18回撤去）の掲示物不当撤去に対する救済申し立てを行った。同労働委員会は我々の主張を認め「結成以来の厳しい労使対立、労使紛争の状況を併せ考えれば、本件各（掲示）撤去は、組合活動を嫌悪し、その弱体化を意図して、（会社の）正当な撤去の権限を越えて行ったもの」として98年9月、組合全面勝利の救済命令を下した。

この命令を不服とした会社は、中央労働委員会へ再審査請求を行ったが、2005年5月組合掲示14点中11点に対し会社の不当労働行為を認定した。しかし、会社がさらに、東京地裁へ行政訴訟を起こしたことから、法廷で争ってきたが、東京地裁は2006年5月、中央労働委員会が認定した掲示11点中2点について不当労働行為にあたるという判決を下したのである。この判決に対し、会社及び中央労働委員会双方が控訴し今日まで争ってきたが、本日東京高裁は組合にとって画期的な勝利判決を言い渡したものである。

我々は本判決で、会社による「組合掲示物不当撤去」に対し、「平成18年（行コ）第277号事件」に次ぐ2件目の勝利判決を勝ち取った。当たり前と言えば当たりの判決ではあるが、その意味するものは決して小さなものではない。

会社＝企業の厳しい労務管理の中で、「会社の言うことは絶対」と企業権力で押さえつけられ、沈黙を余儀なくされている多くの労働組合に一筋の光明を見いだしたものであると言える。

会社は直ちに謝罪文を組合に手交し反省すべきである。

12年間の長きにわたる闘いを支えていただいた全組合員に感謝するとともに、本日の判決をバネに、決して臆することなく、さらに職場から当たりの労働組合活動を展開することとする。

以上

2007年8月28日

J R 東海労働組合